

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：有限会社新名緑化  
(法人番号：9320002005080)  
業者の住所：大分県大分市大字横尾3104-27
2. 指名停止措置期間：令和7年9月24日から令和8年1月23日まで  
(4か月)
3. 指名停止措置の範囲：熊本県、宮崎県及び鹿児島県
4. 事実概要：  
有限会社新名緑化の代表取締役は、大分市が令和6年4月15日に行った公園の管理業務委託の指名競争入札をめぐり、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7年6月17日に大分県警に逮捕され、同年7月8日に大分地検に起訴されたもの。
5. 指名停止措置理由：  
上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当する。  
従って、本件については、指名停止4か月を適用する。

### 指名停止措置要領付表第2

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内